

第4章 市税の窓口

①市税のお問い合わせ

市には、税に関する課がいくつかありますが、大きく分けると課税を担当する課(市民税課・資産税課・国保年金課)と納税を担当する課(本庁税務課・各税務事務所)になります。

下の表を参考にして、税額の計算やその内訳については課税を担当する課へ、納付や還付等については本庁税務課・各税務事務所などへお問い合わせください。

	お 問 い 合 わ せ 内 容	課 名	係 名	電話番号	場所
課税に関すること	個人の市県民税	市 民 税 課	市民税第一係	(22)7426	本 庁
			市民税第二係	(22)7427	
	法人市民税、軽自動車税(種別割)、市たばこ税、 鉱産税、入湯税 原動機付自転車等の登録及び標識の交付		市民税第三係	(22)7428	
	土地に係る固定資産税・都市計画税	資 産 税 課	土 地 係	(22)7430 (22)7431	
	家屋に係る固定資産税・都市計画税		家 屋 係	(22)7432 (22)7433	
	償却資産に係る固定資産税、事業所税		償 却 資 産 係	(22)7434	
納税に関すること	国民健康保険税	国保年金課	国 保 税 係	(22)7429	各 支 所 内
	口座振替、納税貯蓄組合、市税の過誤納金還付	税 務 課	税 制 係	(22)7422	
	平地区、小川地区、川前地区の方の納税相談		収 納 係	(22)7423	
	市外の方の納税相談		徴 収 企 画 係	(22)7424	
	小名浜地区の方の納税相談	小 名 浜 税 務 事 務 所		(54)2111	
	勿来地区、田人地区の方の納税相談	勿 来 税 務 事 務 所		(63)2111	
各地の窓口	常磐地区、遠野地区の方の納税相談	常 磐 税 務 事 務 所		(43)2111	各 支 所 内
	内郷地区、好間地区、三和地区の方の納税相談	内 郷 税 務 事 務 所		(26)2111	
	四倉地区、久之浜・大久地区の方の納税相談	四 倉 税 務 事 務 所		(32)2113	
	・納税貯蓄組合、市税過誤納金還付 ・原動機付自転車等の登録及び標識の交付 ・税務事務に係る各種申請書類の受付	小 名 浜 税 務 事 務 所		(54)2111	
		勿 来 税 務 事 務 所		(63)2111	
		常 磐 税 務 事 務 所		(43)2111	
		内 郷 税 務 事 務 所		(26)2111	
		四 倉 税 務 事 務 所		(32)2113	
		遠 野 支 所 市 民 福 祉 係		(89)2111	
		小 川 支 所 市 民 係		(83)1111	
		好 間 支 所 市 民 福 祉 係		(36)2221	
		三 和 支 所 市 民 福 祉 係		(86)2111	
		田 人 支 所 市 民 福 祉 係		(69)2111	
		川 前 支 所 市 民 福 祉 係		(84)2111	
		久之浜・大久支所市民福祉係		(82)2111	

誤って二重に納めてしまったのですが？

Q

年度途中で口座振替を申し込んだことを忘れて、納付書でも納めてしまい二重に納税してしまいました。お金を返してもらうのに手続きは必要ですか。

A

二重納付の場合は、手続きをしなくてもお金をお返しします。(還付)

還付金の受け取りについては、還付される市税の納付方法や納税義務者の住所(住所が市内か市外か)によってその方法が異なりますので、下の表をご覧ください。また、課税額の減額更正(税額が減ること)や課税の取り消しなどによる還付も同様の方法でお返しします。

ただし、他の市税に滞納がある場合には、還付金は滞納になっている市税に充当されます。

※納め方による還付方法の種類

区 分		内 容
納付書で納付されている方	市 内 に お住まいの方	還付通知書といっしょに、過誤納還付金領収証書を送付しますので、市内にある東邦銀行各支店でお受け取りください。
	市 外 に お住まいの方	還付通知書とともに、口座振込依頼用のはがきを送付しますので、ご希望の金融機関名等を記入のうえ返送してください。 後日指定された口座へ振込みいたします。
口座振替で納付されている方		口座振替を指定している口座に振り込みます。

口座振替の開始時期はいつからになりますか？

Q

4月上旬に、令和6年度の固定資産税の納税通知書が届いたので、今日(4月19日)、市内の金融機関で口座振替を申し込みました。第1期分の振替(4月30日)には間に合いますか。

A

口座振替の開始時期は、金融機関で申し込んだ日の翌月下旬(ゆうちょ銀行は翌々月下旬)以後に到来する納期分からです。(口座振替制度についてはP50をご覧ください)

あなたが申し込んだのは4月ですから、固定資産税の第1期分の振替(4月30日)には間に合いません。第2期分からの振替になります。第1期分については、納税通知書により金融機関等の窓口で納付してください。金融機関や市役所での口座振替の登録等が終了すると、「口座振替開始のお知らせ」がお手元に届きますので、申し込み内容や振替開始の時期を確認してください。

なお、振替開始の時期等について不明な場合は、お申し込みの金融機関または税務課へお問い合わせください。

口座振替の金融機関を変更したいのですが？

Q

私は現在、固定資産税・都市計画税をA銀行の預金口座から振替していますが、B銀行の口座から振替えるよう変更したいのですが、どうしたらよいでしょうか？

A

振替に利用する金融機関を変更する場合は、新たに利用される金融機関の窓口で口座振替の申し込みをしていただきます。

あなたの場合は、B銀行で申し込みをしていただければ結構で、それまで利用されていたA銀行への廃止の手続きをする必要はありません。

なお、新しい金融機関で振替えられるのは、申し込まれた月の翌月下旬(ゆうちょ銀行は翌々月下旬)以降からです。納期に入ってから変更の申込みをしても、その納期分は変更前の金融機関から振替えられますのでご注意ください。

この場合も「口座振替開始のお知らせ」が送付されますので、内容の確認をしてください。

②証明および閲覧

申請、発行については、本庁、各支所(税務事務所または税務担当)、各市民サービスセンターで受け付けます。

区 分	証 明 の 種 類	証明手数料	備 考
納税に関する証明	納税証明	1 件 250円	1 年度、1 税目につき 1 件
	継続検査用の軽自動車税納税証明	無 料	
課税に関する証明 (所得に係るもの)	課税額証明	1 件 250円	1 年度につき 1 件
	所得額証明		
	所得額課税額証明		
	非課税証明		
	扶養証明		
土地、家屋、償却 資産に関する証明	資産証明	1 件 250円	土地は 3 筆までを 1 件とし、1 筆増すごとに 50 円加算。家屋は 1 棟を 250 円とし、1 棟増すごとに 50 円加算。(家屋番号が同一のときは 1 棟、未登記のときはそれぞれ 1 棟とみなす。)
	課税額証明	1 件 250円	評価部分、固定資産税・都市計画税部分については、それぞれ資産証明と同様に計算する。(空欄は件数、料金に含めない。)
	償却資産種類別合計	1 枚 1 件 250円	
	土地家屋名寄帳の写		
	無資産証明		
	固定資産評価証明書	無 料	※法務局の登記官の押印が必要
公 簿 の 閲 覧	固定資産課税台帳の閲覧	1 件 250円	※地籍図の閲覧は本庁資産税課でのみ受付
	地籍図の閲覧		
そ の 他 の 証 明	営業証明	1 件 250円	
	所在地証明		

※各証明書を請求される方は、必ず本人確認書類(身分証明書)をお持ちください。

※本人以外の方が請求する場合には、営業証明、所在地証明等を除き、本人の委任状が必要です。

委任状の記載方法については、いわき市のホームページから、「くらし・手続き」→「届出・証明」→「税証明」→「納税証明書の申請について」→「委任状について」を参照してください。

ご存知ですか？

いわき市では、市民の方に市税に対する理解をより深めていただくため、昭和63年度に、税務課、市民税課、資産税課、国保年金課の職員で構成される「税PRプロジェクトチーム」が結成されました。

ラジオ放送や納税ごよみの発行など多様な広報活動を展開しています。

むずかしい印象の「税」について、できるだけやさしく、わかりやすく紹介できるようがんばっていきます。市税に対するご意見、ご要望などがあれば、P60をご覧ください
担当課までお気軽にお寄せください。